

# 令和7年12月定例会

## 一般質問

《12月16日(火) 1番手》

- 1 高度医療・人材育成拠点の整備に向けた取組が及ぼす県財政全体への影響について
- 2 農業施策の方向性について
  - (1) 持続可能な農業の推進について【知事】
  - (2) 地域の特色ある伝統野菜等の継承について
- 3 本県と台湾との交流の推進について【知事】
- 4 観光施策の方向性及び推進体制について【知事】
- 5 宮島の歴史的価値を生かした持続可能な観光地づくりについて【知事】
- 6 統計調査のデジタル化について
- 7 地震被害想定を踏まえたインフラの強化について

自由民主党広島県議会議員連盟

山 木 茂

## はじめに

皆さん、おはようございます。

広島市西区選出、自由民主党広島県議会議員連盟の山木 茂でございます。

本定例会において、質問の機会を与えていただいた中本議長、山下副議長を始め、先輩、同僚議員の皆様にご心より感謝を申し上げます。

それでは、早速、質問に入ります。

(124 字)

## 1 高度医療・人材育成拠点の整備に向けた取組が及ぼす県財政全体への影響について

質問の第1は、「高度医療・人材育成拠点」の整備に向けた取組が及ぼす県財政全体への影響についての、県当局の認識をお伺いいたします。

私は今年9月の常任委員会において、新病院の病床削減などの変更案に対し、独立行政法人広島県立病院機構の中期目標に掲げた役割を果たせる内容なのかを問い、また、11月の常任委員会では新病院建設の前提となる広島県立病院機構の経営状況などについて質問をさせていただきました。

当局からは変更案であっても当初期待した役割を果たすことができ、資金面においても、維持できると判断して見直しを行ったとのご答弁をいただきました。

私は、現在の県病院が老朽化しており、近々大規模な改修や更新を必要としていることは十分に理解しておりますが、1,400億円にも上る大規模な県債の発行により実施される新病院事業は、県財政全体に悪影響を与えることがないように十分に検討した上で実行に移す必要があるとの思いを強く持っております。

県立病院機構の令和6年度の決算状況ですが、県立広島病院と安芸津病院の2病院体制で、当初は黒字を見込んでいましたが、最終的には経常収支で合計14.2億円の赤字となりました。

県は今年度、令和7年度の当初予算説明において、県から病院機構に長期貸付25億円を支出する際、病院機構の経営改善に全力で取り組むと繰り返し答弁されています。

今回、令和7年度上半期の経営状況が明らかとなりましたが、経営指標を見ると、前年度より悪化している項目も多く、将来への不安を感じます。

特に今年度は、この3月まではJR病院だった二葉の里病院が加わり3病院体制となりましたが、この病院の経営状況は慢性的な赤字体質であり、経常収支は令和5年度で3億円の赤字、令和6年度にはコロナ補助金の減少等で8億2千万円の赤字と、赤字幅が拡大しています。減価償却費を考慮しても資金は毎年流出し続けています。

3病院体制になり、医療資材や人件費の高騰も踏まえると、昨年度より支出の増加が懸念される中で、健康福祉局においては、収益向上や費用適正化を進め、安定的な経営基盤を構築し、病院事業会計時代に続いた資金減少傾向を一転させようと努力されていますが、常任委員会において、上半期だけで病院事業の収入が25億円程度見込みを下回るとのご答弁を頂き、今の稼働ベースでは資金繰りへの懸念が拭えません。

令和7年度は県から県立病院機構へ長期貸付25億円を捻出しました。

開院後の新病院に対しては、交付税措置額を除く県の実質負担額として毎年8.5億円を県から拠出する計画になっていますが、その額で足りるのでしょうか。

増額する事態となり、恒常的に県財政が圧迫されるようになれば、健康福祉局のみならず、他の部局の予算編成にも影響を及ぼしかねません。

さらに、万が一、県立病院機構の累積赤字の補填を一般財源でせざるを得ない状況に至った場合、県の一般財源は総額が決まっているので、基本的には他の事業を削らなければならなくなります。

さて、物価高が続く現状で、県内には支援を必要とする県民が大勢おられます。

こども食堂などの経済的支援を必要とする家庭、人手不足と経営難に苦しむ医療機関や社会福祉法人、手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例も踏まえた新たな障害者支援の実施、動物愛護の推進、地域共生社会の実現、そして急速な高齢者の増加と担い手減少による2040年問題への対応など、健康福祉局が今こそ力を入れて県民の生活を支えなければならない時に、支援を必要とする方々を切り捨てて財源を捻出することは極めて難しいと言えます。

また、近年大きな社会変化が起きています。

今後、金利が上昇すれば、公債費の利払いが増えて借金が借金を生むことにもなりかねません。

社会のデジタル化も日々進み、オンライン診療やAIによる診断支援など、医療にも新しい技術が導入されています。

入院せずとも、センサーと携帯電話で健康状態データを病院に常時送信して、気になる変化をAIが察知し重症化する前に対応するようなことが一般的になる可能性もあります。

必要な症例の蓄積についても各地の病院と専門医をオンラインで繋ぐことで可能になりそうです。

そのような時代の大きな波の中にあっても、あえてエキキタに新病院を約 1,400 億円もの借金をしてまで建てることは本当に大きな決断になります。

今後は県内の経営が厳しい中山間地域の病院を含めて、県全体で医療DXを推進し、県内全体の医療水準を維持向上する予算も追加が必要になると思われますが、県が新病院建設後のことも十分に想定しているのか見えていません。

県全体の医療提供体制の維持確保が我々の最大の使命であり、新病院の建設はその手段であり、手段は目的達成のために真に適切なものでなければなりません。

11月の常任委員会での説明では、どのような事態になれば新病院事業を停止するというような基準は設けていないとのことでした。

新病院事業は自動的には止まりません。病院機構の経営改善に注力してある程度の成果を見てから建設という判断もあるかと思いますが、検討時間はあまり残されていません。

また、国の総合経済対策では、医療・介護等支援パッケージの中で、物価上昇の影響を受けた医療機関の資金繰りに対する支援を計画されているようですが、これは本県が計画している新病院も支援を受けることができるのか、受けられるとしたらどの程度の支援規模になるのか、注視していく必要があります。

今後、新病院の建設費用が予算に組み込まれる段階に至っては、もう戻ることはできません。病院機構の経営状況や財源、国の医療政策、社会のデジタル化や本県の急速な人口減少等もふまえ、年明けからの新年度予算編成を控える今、財政面の安全性をしっかりと説明すべきではないでしょうか。

そこで、中期計画は経営改善を前提に策定されましたが、病院機構が大幅な赤字のまま新病院計画を進めることで、赤字補填と公債費の利払いなど、県に更なる財政負担が生じる可能性を含め、「高度医療・人材育成拠点」の整備に向けた取組が将来の県財政全体に及ぼす影響についてどう考えておられるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

(2,538 字)

(答弁者：総務局長)

公立病院の役割といたしましては、地域の医療環境に応じて、政策医療などを提供する公共性と、最少の経費で最大の効果を発揮する経済性の両立を図ることが必要であり、県立病院機構におきましても、その両立を図りながら、持続可能な病院経営を行っていく必要があるものと認識しております。

しかしながら、県立病院機構におきましては、物価高騰等の影響に加え、計画で見込んだ患者確保が想定どおり進まないなど、厳しい経営状況が続いております。

引き続き、地方独立行政法人としての弾力性を発揮しながら、県立病院機構におきまして、経営改善を徹底するとともに、「高度医療・人材育成拠点」の整備に向けましても、足下の経営状況を踏まえつつ、開院以降も含めた中長期的な収支見込みや県財政全体への影響などの精査を行い、新病院の経営、また、それを支える県財政が持続可能なものとなるよう、検討する必要があると考えております。

## 2 農業施策の方向性について

### (1) 持続可能な農業の推進について

質問の第2は、農業施策の方向性について、2点お伺いします。  
まず、「持続可能な農業の推進」について、お伺いします。

食糧は県民の生命と生活を支える最も重要な資源であり、県として県民の食の安全と安定供給を守り抜く責務があります。

本県は平地が少なく、大規模農場を形成しづらい地形的制約があり、平野部は都市化が進み農地の拡大も困難な状況ですが、こうした不利な条件下においても、農業生産を継続し、地域の食と農家を守ることが本県の農政に課せられた大きな使命です。

国は現在、食料安全保障を確保する観点から、海外依存度の高い品目の生産拡大や生産資材等の確保、農林水産物・食品輸出額の2030年5兆円目標の達成に向けた支援を行なうなど、多面的な施策を打ち出しています。

本県には庄原市や北広島町産のお米のように高い評価を受ける農産物があり、こうした作物のブランド価値を高め、効果的な販路拡大を図ることにより、海外からの引き合いも見込まれ、こうした国の方針は、本県農業にとって追い風になるものと期待しております。

一方で、本県では中山間地域の傾斜地が多く、圃場整備や農地の大区画化が進みにくい地域が大半を占めています。

そのため、生産効率が高い農地に限られる本県においては、傾斜地でも効率的な生産が可能となる農業・畜産技術の開発や、生産緑地などの都市部農地の有効利用など、多面的な対応が必要です。

また、限られた農地でいかに収量と品質を高めるか、小規模でも持続できる農業技術の確立や、小規模農家が継続可能な収益を得られる販売ルートをどう構築するかが喫緊の課題です。

そうした中、福山市には国の研究機関である農研機構西日本農業研究センターがあり、中山間地域の地域資源を活用した多角化営農システムの開発を目標に、中山間地域での生産性向上と環境保全の両立に重点を置いた興味深い研究がなされており、県として連携強化を図っていく必要があると考えます。

そこで、本県として、持続可能な農業を推進するため、限られた農地の有効活用に向けた施策を推進するとともに、農研機構西日本農業研究センターなどの研究機関等との連携を強化し、本県の不利な条件下においても収量を高め、農家所得の向上に資する研究を推進すべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

(950字)

(答弁者：知事)

広島県の農地の多くは、中山間地域に位置し、区画が小さく、広い畦畔があるなど、全国と比較して、生産条件は不利な状況にあるものと認識しております。

こうした特徴のある広島県で持続可能な農業を推進していくために、限られた農地を最大限に活用し、収益性の高い農業の実現を目指して、施設野菜や果樹などの園芸作物の生産振興に取り組むとともに、区画の大きい水田におきましては、生産地の気象等に適した品種の選定などにより、県内の需要に応じた水稻の生産振興を図ってきております。

しかし、いずれの作物におきましても、近年、燃料費や資材費の高騰に加えて、温暖化など気候変動による収量や品質の低下が顕在化しております。

このため、施設園芸につきましては、県立総合技術研究所農業技術センターにおいて、デジタル技術を活用し、ハウス内の環境を適切に制御することで、収量増加や品質の向上を図るなど、生産性向上につながる研究開発を実施しております。

この開発技術を用いることで、収穫量が、ハウレンソウでは3.6倍、トマトでは1.4倍となるなどの成果が得られており、現在、県内の経営体に技術移転を図っているところでございます。

また、水稻におきましても、農研機構西日本農業研究センター等と共同で、多収かつ、温暖化に対応した広島県オリジナル酒米品種「萌えいぶき」の開発を行い、今後、普及を図っていくこととしております。

今後、農研機構や他県の研究機関などとも連携しながら、県内各地域の条件を踏まえ、気候変動への適応や生産性向上につながる研究などを行うとともに、技術実証などを強化し、その成果を広く普及することによって、農地の有効活用を進め、農業者の所得向上が図られるよう取り組んでまいります。

## (2) 地域の特徴ある伝統野菜等の継承について

2点目は、「地域の特徴ある伝統野菜等の継承」について、お伺いします。

本県農業においては、小規模農地でも持続可能な営農を確立することが重要な課題です。その観点から、地域に根差した伝統野菜は、地形や風土に適した生産が可能であるうえ、地域の文化や食の魅力を中心に秘めた、いわば“その土地に最も適応した作物”と言え、地域資源としての価値を高め、販路と結びつけることで、小規模農家が多い本県において、小規模でも成り立つ農業モデルをつくる上で不可欠な存在であると考えます。

私は令和4年度予算特別委員会において、県が長年維持してきた広島県農業ジーンバンクについて質問いたしました。

答弁においては、設備の老朽化や利用件数の低下を踏まえ、1万8千点の種子のうち約6千点を農研機構へ移管し、将来にわたってより安定した保管が可能になり、また、これまでと同様、農家が希望すれば利用できる仕組みが維持されるものとの説明がありました。

これらの伝統作物の種子は、地域の歴史そのものであり、私たち県民の「食文化の記憶」を未来に引き継ぐものと言えます。

たとえば、青大キュウリや観音ネギ・矢賀ちしゃ・川内ほうれんそう・笹木三月子大根など、かつてジーンバンクを通じて復活した品目は、産地の生産者の栽培意欲を掻き立て、地域活性化にも寄与されたものと聞いています。

こうした伝統野菜の特性を、農研機構の最新技術や県の研究機関とも連携しながら、新たなブランド化・販路開拓につなげる余地は大きいと考えます。

しかしながら、先般、公表された農林業センサスによると、本県の農業従事者は、この5年間で約4分の3にまで縮小しており、このまま農業の担い手の減少が続くようであれば、伝統野菜の持続的な生産体制が維持できるのかどうか、不安でなりません。

そこで、農研機構への種子の移管後も、地域の特徴ある伝統野菜の栽培を可能とする体制を十分に維持できているのか、また、県民はもちろんのこと、次世代の子どもたちにも伝統野菜など地域に根差した農産物の価値をしっかりと理解してもらい、安定した消費により産地を維持・継承していく必要があると考えますが、県としてどのような取組を行っていくのか、知事の御所見をお伺いします。

(922字)

(答弁者：農林水産局長)

県内で栽培が定着している伝統野菜につきましては、各産地において、生産者自らが種子を採ることにより生産体制を維持していることに加え、天候不順等の不測の事態により、種子の維持が困難となった場合においても、いわゆる国の農研機構との協議により、本県から移管した種子を無償で活用できる仕組みを整えているところでございます。

こうした、伝統野菜など地域に根差した農産物は、収益性の高い作物と組み合わせることで安定した経営モデルが構築され、新規就農者の受入れを通じた産地の活性化への寄与や、小学校での出前講座において、その歴史や野菜の美味しさを次世代の子供たちへ伝えることで地域の誇りの醸成にもつながっている事例もございます。

県といたしましても、広島県産応援登録制度に狩留家なすや祇園パセリ、観音(かんおん)ネギなどを登録しており、様々な機会を通じて商品の魅力をPRし、県内の小売店や飲食店、ホテルはもとより、県外の百貨店などへの販路拡大を支援しております。

また、地域に根差した農産物は、広島ならではの料理の提供が可能となり、インバウンドの訪日目的が第1位の「日本食を食べること」であることから、観光振興にも寄与するものと考えております。

今後とも、県内飲食店を中心とした活用促進に加え、収益性の向上や担い手の確保に向けた支援を行うなど、産地の維持・継承につながる取組を進めてまいります。

### 3 本県と台湾との交流の推進について

質問の第3は、本県と台湾との交流の推進について、お伺いいたします。

本県と台湾との交流の歴史は長く、これまで観光・文化・教育などで活発な情報交換や人的往来が続いてきました。

コロナ禍においては、台湾と日本政府との間で医療物資やワクチンの寄贈が相互に行われ、日台間の深い絆を強く感じられた方も多いと思います。

台湾とは価値観を共有するパートナーとして、引き続き友好を深めていくことが大切です。

我々県議会としても、台湾友好広島県議会議員連盟を結成し、台湾政府関係者や広島在住の台湾人留学生との交流、民間団体と協力しての台湾に関する勉強会等を継続しております。

毎年恒例となった台湾パイナップルの購入は、私たちの台湾への親しみを年々深めるイベントになっております。

また、本年は、8月6日の平和記念式典に台北駐日経済文化代表処の李逸洋代表が台湾代表として初めて参列され、非業の死を遂げた御霊に哀悼の意を表して下さりました。

原爆で亡くなられた台湾出身者にも心を寄せられ、心からの祈りを捧げられたところです。心からの感謝を改めて申し上げます。

さて、本県の商工部門は台湾の大学や経済界関係者と半導体産業を中心とした数次にわたる情報交換を続けておられると聞いており、本県産業の振興の観点からも非常に意義深いことであると感じております。

また、本県教育委員会では、各県立学校における姉妹校提携への支援等を実施しておりますが、台湾の学校と姉妹校提携を行っている県立学校は、高等学校27校、特別支援学校9校の合計36校に及び、コロナ禍前の令和元年に修学旅行で台湾を訪れた学校は20校に上るなど、交流先として1番の人気を誇っております。

令和5年2月の一般質問では、県教育委員会から、台湾をはじめとした海外姉妹校と各県立学校とのコロナ後の本格的な交流の再開に向けて、各学校の取組を積極的に支援するとの答弁もいただいたところです。

また、呉市は台湾の基隆市と、尾道市は嘉義市、台中市と姉妹提携をされ、様々な交流が始まっています。

特に呉市の少年野球選抜チームと台湾の桃源国民小学校とが本格的な野球交流を、呉二河野球場にて二年続けて実施しており、青少年交流の盛り上がりも見せています。

私はこの呉市のように県内の他の市町においても姉妹提携を推進し、さらに親密な交流が行われることを願っております。

そこで、本県と台湾とのさらなる交流の深化について、どのように推進していく考えであるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

(1,037字)

(答弁者：知事)

台湾は、基本的な価値観を共有し、日本文化や日本製品などへの関心が高く、緊密な経済関係と人的往来を有する重要な地域であることから、これまで、経済、観光、教育・文化など幅広い分野において、行政のみならず、民間団体や企業、大学等、多様な主体による交流が積み重ねられております。

本県では、経済分野におきましては、本県海外ビジネス政策顧問の支援により、毎年、県内企業が食品総合見本市に出展し販路開拓に取り組むとともに、台湾国内の大手企業が加盟する交流会とのネットワークを構築するなど、経済交流の拡大を図っているところでございます。

また、観光分野におきましては、台湾を海外市場の重点地域と位置づけ、航空会社等と連携したプロモーションや国際サイクリング大会への誘客などに継続的に取り組んでおり、2024年の台湾から本県への観光客数は約26万人と、アジアの中で最も多くの方に訪問していただきました。

また、教育分野におきましては、  
・平成26年に教育委員会と 桃園(とうえん)市政府教育局との間に締結した協定に基づく派遣プログラムを毎年実施し、高校生がお互いの学校での授業参加や文化交流を行っているほか、  
・本年2月には、新たに新北(しんほく)市政府教育局と協定を締結したところであり、台湾との教育交流を進めているところでございます。

台湾との交流を深めることは、産業、観光の振興だけでなく、特に子供達の国際的な相互理解の観点からも、重要であると考えており、幅広い分野において、交流の促進に取り組んでまいります。

#### 4 観光施策の方向性及び推進体制について

質問の第4は、観光施策の方向性及び推進体制について、お伺いたします。

知事の交代という節目を迎えたいま、これまでの観光施策の成果と課題を総括し、今後の方向性を再確認することが重要であると考えます。

前知事は、「瀬戸内海の道1兆円構想」を掲げ、瀬戸内各県との広域連携等を通じた瀬戸内ブランドの確立や、「おいしい！広島」などのキャンペーンにより、観光客数や観光消費額の増加に取り組まれました。

一方で、周辺県に比べて一人当たりの観光消費額が低く、通過型から滞在型へのシフトは、道半ばであると感じています。

横田知事は、海・山・島・河などの地域資源や、産業の歴史などの物語、地域の特色ある食文化を、デジタル技術や官民共創によって磨き、人を惹きつける観光資源にされるということです。

これは滞在型の観光へのシフトを後押しするもので、県内全域の宿泊者数の増加を期待するところです。

私は令和2年2月定例会において、せとうちDMOについて質問し、当時、各県の負担金額に差があり、「熱量」に温度差があることや、県や企業からの出向者がベースとなった組織運営でプロフェッショナルの育成が十分でない点を指摘しました。

その答弁では、安定財源の確保に向けて国からの財源措置やTID制度導入を求めることや、プロパー人材育成の重要性が示されました。

せとうちDMOは、観光ファンドによる大型プロジェクト支援など、単県では実現が難しかった取組も進めましたが、依然として財源の大半は県負担金と国補助金であり、出向者の異動も多く、課題が残っています。

また、本県では、令和2年に観光課と観光連盟を一体化した新体制を構築し、マーケティングにもとづく施策の一元化などに取り組んでこられました。

しかし、観光課・県観光連盟や、市町・地域DMOとの役割分担が必ずしも整理されておらず、十分な効果が上がっていない地域も見受けられ、県が主導して、オール広島で施策の一体推進を図ることが重要であると考えます。

そこで、知事は、本県の観光施策について、今後、どういった施策を重点的に進めていくお考えなのかお伺いします。

また、せとうちDMOの取組成果や本県への効果、課題をどのように認識し、県としてせとうちDMOにおける人材育成や財源確保にどのように関わっていくのか、併せてお伺いいたします。

(959字)

(答弁者：知事)

観光客をはじめとする交流人口の拡大は、観光消費額の増加といった直接的な効果にとどまらず、自然や食、歴史、文化など本県の誇る多彩な魅力を観光資源として磨き上げていくことで、地域の価値を高めていくことにつながると認識しております。

本県では、これまで、

- ・ 県と観光連盟は、県域全体の観光振興施策、
- ・ 各市町や地域DMO、観光協会は、地域の特色を生かした観光資源開発、
- ・ せとうちDMOは、県域を超えた、より広域のマーケティングやプロダクト開発といった役割分担のもと、観光振興に取り組んできたところでございます。

今後は、この役割分担のもと、宿泊税を活用し、市町や地域DMO等と連携しながら、

- ・ 瀬戸内海の島々が織りなす多島美や、
  - ・ 田畑が広がる豊かな原風景、
  - ・ 豊かな食文化、
  - ・ 地域に根ざしたスポーツチームや文化芸術
- といった県内各地域の宝を観光資源として磨き、滞在そのものを楽しんでいただくことで、そこでしか得られない価値を提供する地域づくりを更に推進してまいります。

また、広域的な観点からの観光振興を担う県や観光連盟が中心となり、こうした観光プロダクトをテーマやストーリーで効果的に結びつけ、ターゲットに応じた戦略的な情報発信により、県内各地への周遊を促進してまいります。

次に、せとうちDMOにつきましては、平成28年の設立後、欧米豪の外国人旅行者をターゲットにした戦略的なプロモーションのほか古民家を活用した宿泊施設の整備など観光プロダクトの開発支援等に取り組んできた結果、「せとうち」の認知度は、平成29年の38パーセントから令和6年には74パーセントに大幅に上昇し、瀬戸内エリア全体のブランド価値の向上につながってきております。

また、これに伴い、本県における欧米豪の宿泊者数は設立時の約63万人泊から令和6年では約161万人泊と約2.5倍に増加しております。

一方で、せとうちDMOの将来に向けた安定的かつ持続的な組織運営のためには、自主財源の確保やプロパー人材の育成が課題であると考えております。

県といたしましては、今年度、せとうちDMOが、国が戦略的な支援を行う世界的なDMOのモデルとして「先駆的DMO」に選定されたことを契機に、国際観光旅客税のDMOへの配分や、海外で定着しているTID制度の創設など、安定的な財源確保や人材育成に向け、国に対し、要望してまいります。

さらに今後、瀬戸内7県と連携を一層密にし、財源や人材の確保を含めたせとうちDMOの戦略と各県の戦略を連動させることで、より効果的に瀬戸内エリアの観光振興に取り組み、瀬戸内ブランドの確立と交流人口の更なる拡大を図ってまいります。

## 5 宮島の歴史的価値を生かした持続可能な観光地づくりについて

質問の第5は、宮島の歴史的価値を生かした持続可能な観光地づくりについて、お伺いいたします。

外国人による国内の土地取得が憂慮される中、北海道では森林買収が、沖縄では離島の土地取得が確認されており、わが国の資源流出や安全保障上の懸念が高まっています。

日本人が所有する土地でさえ、相続手続きの不備等により権利関係が複雑化する事例が多く、外国人所有の土地となれば、整理は一層困難となり、適切な土地利用に支障を来す可能性があります。

主要先進国の多くでは国家安全保障などの観点から一定の制限を設けており、国においても令和4年に「重要土地等調査法」が施行されましたが、対象となるエリアは防衛関係施設や国境離島などに限定されています。

一部の自治体では水源地保全条例などにより地域の実情に応じて国の制度を補完する動きもあり、本県においても、世界的に知名度の高い観光地を抱えていることから、将来的なリスクに備えたルールづくりが必要ではないでしょうか。

その中でも宮島は古来より「神の宿る島」として島全体が信仰の対象とされ、文化的価値の極めて高い地域です。

外国人観光客からも高く評価され、昨年に宮島に訪れた外国人観光客は過去最高を大きく更新し、64万人に達しています。

観光地としても魅力も高いがために、将来的にリゾート開発等の商業的利用の圧力が高まる懸念があり、行き過ぎた開発は宮島の観光地としての魅力を大きく損なうこととなります。特に信仰の対象でもあり、太古より守り継がれてきた原始林が有する唯一無二の生態系が破壊される事態はあってはならないことです。

こうした中、廿日市市の宮島訪問税に加え、県でも来年度から宿泊税の導入を予定しており、これらの財源を有効に活用しながら、宮島の歴史的価値や伝統文化を守り、持続可能な観光につなげていくためには、県が主体的に意見を発信し、関係自治体との連携を強化することが重要です。

そこで、世界遺産としての宮島のかげがえのない歴史的価値と伝統文化を次世代へ継承していくため、外国人の土地取得の制限に係る国の動きも注視しつつ、優れた自然景観や歴史的町並みの保護などの持続可能な観光地づくりを推進していく必要があると考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

(932字)

(答弁者：知事)

世界遺産である厳島神社を有し美しい景観から日本三景の一つと称される宮島は、本県のみならず日本を代表する観光地であり、国内外を問わず多くの観光客が訪れております。

宮島を訪れた観光客は、厳島神社を参詣するだけでなく、弥山登山や伝統的建造物の町並みの散策など多様な楽しみ方をしており、このことは、原始林を中心とした自然や時間をかけて築き上げてきた歴史や文化が世界中の人々から、高く評価されていることであると認識しております。

こうした宮島の歴史的な価値や伝統文化を守り、持続可能な観光につなげていくためには、地元自治体である廿日市市と連携した取組が不可欠であると考えております。

このため、県におきましては、宮島の歴史的・文化的価値を分かりやすく整理し、地域文化への理解が深まる情報を効果的に発信するとともに、来年度から導入する宿泊税も活用し、伝統的建造物群の復原や景観の保全などに廿日市市と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

また、廿日市市では、令和5年10月から徴収を開始した宮島訪問税を活用し、

- ・ 伝統的建造物群の保存や、
- ・ 自然公園や海岸における美化活動、
- ・ 生態系の維持や保護

などに取り組まれています。

引き続き、廿日市市とも、しっかりと連携し、観光振興と歴史的・文化的価値の保護を両立させることで、将来にわたって多くの観光客へ、宮島でしか得られない価値を提供し、滞在を楽しんでいただける持続可能な観光地づくりを推進してまいります。

なお、外国人による土地取得に関しまして、地域住民の皆様等から心配する声があることは認識しており、規制のあり方につきましては、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

## 6 統計調査のデジタル化について

質問の第6は、統計調査のデジタル化について、お伺いいたします。

政策立案や課題解決における EBPM の推進に向けて、統計データの正確な把握と分析・活用は、今日ますます重要性を増しております。

本年実施された国勢調査は、5年に一度の国家的な基幹統計であり、調査員1人がおおむね50世帯の調査区を担当し、各家庭を訪問して調査票を配布・回収するという方法が続けられています。

郵送提出やインターネット回答が導入されつつあるものの、依然として調査員による直接訪問が中心であり、プライバシー意識の高まりや詐欺への警戒、生活様式の変化も相まって戸別訪問が困難になり、調査員への負担増が指摘されています。

そうした中、高齢による引退の増加に加え、定年延長で働き続ける人が増えたことで、以前のように地域から調査員を確保することは全国的に難しくなりました。

本県でも、調査員を確保できず、町内会長に依頼したり、市町職員が休日返上で調査員業務に従事する事例が複数の自治体で発生していると伺っております。

地域の方からも「高齢者が聞いて回るような、人海戦術のやり方をいつまで続けるのか」といった声が寄せられています。

国勢調査に限らず、労働力調査や家計調査など他の基幹統計でも調査員確保は困難となっており、地域社会の許容を明らかに超えようとしています。

前回の国勢調査では、松江市において必要数のわずか8%しか調査員が確保できなかったとの報道もあり、国全体で未回収の調査票の割合が16%を超えており、地域の善意と負担に依存する現在の調査方式は、正確な統計の担保という観点からも、もはや持続可能ではないと考えます。

国においては、オンライン調査やビッグデータの活用など、統計調査のデジタル化が検討されておりますが、仕組みが限界に達している調査の現状を踏まえ、マイナンバーや住民基本台帳、税情報などの行政情報による補完や、AIの活用など、DXを積極的に活用し、調査の在り方そのものを抜本的に見直す時期に来ていると考えます。

そこで、本県として調査員に頼った従来型の統計調査方式について、どのような課題があると認識しているのか、また、国に対して統計調査のデジタル化を強く働きかけるとともに、本県として先行して取り組める対策について検討を進めるべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

(971字)

(答弁者：経営戦略審議官)

国勢調査をはじめとした国の基幹統計調査では、国が統計調査方法などの制度設計を行っており、地方公共団体は法定受託事務として国が細かく定めた調査手順に従い、その業務を実施しております。

国においては、一部の調査において、

- ・ 行政が保有する情報を活用した調査対象者の把握、
- ・ WEBサイト上からのデータ等の自動収集、
- ・ POSシステムを活用したデータ収集

など、行政記録情報の活用やデジタル化が、部分的に進められているところでございます。

また、調査対象者が回答を行う際にもインターネットでの回答が選択できるようになっており、県においても積極的に周知した結果、全国平均を上回る回答率となるなど、統計調査のデジタル化に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、現在の調査方法は、議員ご指摘のとおり、調査員が住宅等を戸別訪問することが基本となっております、

- ・ オートロックマンションや単身世帯等の増加、
  - ・ 個人情報保護意識や、昨今の特殊詐欺の増加などによる警戒心の高まり
- など、調査対象者からの協力が得られにくい方法になっていると認識しております。

これらの理由により、調査員の負担が大きくなっていることに加え、

- ・ 調査員の高齢化、
  - ・ 共働き世帯の増加や定年年齢の引上げ、
  - ・ 調査員確保に大きな役割を果たしてきた自治会の加入率の低下
- などにより、調査員の確保が一層困難になり、本県でも、今回の国勢調査におきましては、予定の8割程度の調査員で実施せざるを得なかったところでございます。

こうしたことから、現在の調査員に頼った調査方法では、将来的に、業務を適切に完了させることが困難となり、国や地方公共団体における様々な施策の基礎となっている統計調査を継続できなくなることが強く懸念されるものと考えております。

このため、本県では、中国地方知事会や都道府県統計連絡協議会等を通じて、デジタル技術や行政記録情報、民間委託等を積極的に活用し、原則、統計調査員を介さない形の調査方法に速やかに改めるよう、国に対し要望しているところでございます。

今後、他県で試行的に実施されている郵送調査等の事例も参考にしながら、本県が先行して取り組める対策について研究するとともに、引き続き、他県とも連携し、国に対して粘り強く、調査方法の見直しを求めてまいりたいと考えております。

## 7 地震被害想定を踏まえたインフラの強化について

質問の第7は、地震被害想定を踏まえたインフラの強化について、お伺いいたします。

昨日の一般質問において、我が会派の山形議員が質問された「広島県地震被害想定調査報告書」の見直しでは、南海トラフ巨大地震が発生した場合、県内広域で震度5強以上、最大震度6強の強い揺れと、津波による1万2千ヘクタール以上の浸水が想定され、建物全壊約9万棟、死者約1万4千人という極めて深刻な被害が示されています。

将来必ず起こるとされる巨大地震に備えるためには、山形議員が指摘された避難行動などソフト対策に加え、インフラの強化というハード対策も対策の両輪として不可欠です。

限られた予算の中で、あらゆる被害をゼロにすることは現実的に困難ですが、命を守る上で基盤となる、津波被害の軽減のための河川・海岸堤防の耐震化や、確実な避難手段の確保につながる避難道路の耐震化など、優先度の高い分野への重点投資が重要であると考えます。

本県では、令和3年に社会資本整備の基本計画である「社会資本未来プラン」が策定され、巨大地震に対する備えとして、

- ・緊急輸送道路の橋梁耐震補強
- ・河川・海岸堤防や港湾・漁港施設の耐震化促進
- ・住宅・建築物の耐震化
- ・大規模盛土造成地の対策

など、多岐にわたる取組を進めてこられました。

国においては、令和6年能登半島地震を踏まえ、「道路寸断」や「液状化による港湾機能の停止」などの課題に対応する防災対策施策を取りまとめられています。

本県においても、こうした課題は、決して対岸の火事とは言えません。

現在、社会資本未来プランは、計画期間の折り返しを迎える中、県が示す新たなビジョンとの整合を図りながら見直し作業が進められていると承知していますが、被害想定的大幅な更新が行われた今こそ、県土の安全性を抜本的に高めるための機会であると考えます。

そこで、現行の社会資本未来プランや関連計画に掲げる津波対策や耐震化の取組について、どのような成果があり、どのような課題が残っていると認識しているのか、また、計画の見直し時期が迫っている中で、どのような観点で見直しを検討していくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

(888字)

(答弁者：土木建築局長)

本県におきましては、令和3年3月に策定いたしました社会資本未来プラン及び関連計画に基づき、安全・安心を支える総合的な県土の強靱化として、切迫する巨大地震に対する津波対策や耐震化の推進を図っております。

これまで、津波対策といたしまして、広島県沿岸では、想定される津波の高さ以上の防護水準で、海岸堤防の整備を実施してきており、令和7年度末までに、沿岸部の人口の65.7%の地域で完了することを目指し、概ね順調に進捗しております。

また、耐震化対策といたしましては、

- ・ 橋梁耐震補強等による緊急輸送道路のネットワーク強化、
- ・ 港湾の耐震強化岸壁整備による災害時の緊急物資等輸送機能の強化、
- ・ ゼロメートル市街地等における河川・海岸堤防の耐震化

など、効果的・効率的なハード対策を実施いたしまして、令和3年度からの4年間で緊急輸送道路のうち約210キロメートルの対策を完了するなど、地域の安全性は向上しているところでございます。

さらに、広域緊急輸送道路沿道建築物や住宅の耐震化についても、市町と連携しながら、補助制度の創設や所有者への周知等に積極的に取り組んでいるところでございます。

一方、県土の強靱化に向けましては、近年の物価高騰の影響や、建築物の所有者の経済的負担が大きいといった課題がある中で、対策が必要な箇所や建築物がいまだに多くあることから、引き続き、取組を強化していく必要があると認識しております。

加えて、昨年1月の能登半島地震でも様々な課題が顕在化するとともに、本年、国や県におきまして、南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しが行われ、大規模地震における対策の重要性がさらに高まっているところでございます。

これらの課題を踏まえまして、令和8年度の社会資本未来プランの改定や次期関連計画の策定に当たりましては、

- ・ ハード・ソフト一体となった地震防災対策の強力な推進、
- ・ より効果の高い事業への重点化、
- ・ 建築物耐震化に向けた普及啓発等の強化

といった観点で、検討を行うとともに、あらゆる機会を通じた国への積極的な要望活動等により、必要な事業量の確保を図ってまいります。

県といたしましては、第一次国土強靱化実施中期計画などによる国の有利な財源を最大限活用しながら、次期社会資本未来プラン及び関連計画に基づき、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模地震から県民の皆様の生命・財産を守る県土の強靱化に全力で取り組んでまいります。

おわりに

以上で質問を終わります。

ご静聴いただき、ありがとうございました。

(32 字)  
(計 9,353 字)